

学校と学校外の連携についての基本的課題Ⅱ

—特に学校評議員制度と学校参加をめぐる—

山本冬彦

はじめに

学校と学校外の連携という課題を実現していくための一つの大きなポイントは、学校外のさまざまなセクションの人たちが学校教育のなかにどのように参加したり関わったりしていくのか、あるいは学校教育と並行するかたちでいろいろな教育活動をどのように行っていったらいいのかという点にある。これに関しては、すでに種々の取り組みが行われているところだが、特に「教育参加」という側面から、学校評議員やそれを発展させた学校協議会などの制度化や地域教育協議会などの創設などが注目されている。

しかし、このような動きに対しては、特に前者について、学校外の人たちが学校教育の現状と課題について必ずしも十分な予備知識や見識を持ち合わせているとは限らないこと、教員や学校の行う教育活動に対する干渉に陥る恐れがあること、教育行政の主導で行われることが多く、かえって公権力の学校管理や教育支配を強めることになりかねないなど、さまざまな批判が生まれる余地があることも事実である。

そこで本稿では、本誌前号に掲載した拙稿の続編として、学校と学校外の連携に関わる諸問題を、学校評議員制度など親や地域の人たちの学校参加をめぐる最近の動向を踏まえながら、その基本的な課題について論じてみることにした。

1. 学校評議員制度について

小、中、高等学校などへのいわゆる学校評議員制度は、2000年度から学校教育法施行規則上に明記され、制度化されることになった。同規則では23条の3で小学校での学校評議員が規定され、同規則55条および65条の10にそれぞれ中学校、高等学校などへの準用規定が置かれている。同23条の3では、

- 1 小学校には、設置者の定めるところにより、学校評議員を置くことができる。
- 2 学校評議員は校長の求めに応じ、学校運営に関し意見を述べることができる。
- 3 学校評議員は、当該小学校職員以外の者で教育に関する理解及び識見を有するものうちから、校長の推薦により、当該小学校の設置者が委嘱する。

と規定されている。

そして、文部省（当時）が編集した、『平成12年度版 我が国の文教制度』にこの制度の解説が掲載されている。それによるとまず学校評議員設置の理由として、次のような内容をあげている。

(ア) これからの学校は、地域の特色を生かしながら創意工夫ある学校づくりを進めていくことが必要で、(イ) そのために地域の方々の助言や意見をよく聞いて、特色ある学校づくりに協力してもらうことが大切であること、(ウ) 学校は閉鎖的であるといわれているが、これからの学校は地域に開かれたものになって、家庭や地域と共に手を携えて力を合わせていくこと

が重要であるので、(エ) 学校を地域に開かれたものとするとともに、それぞれの学校が説明責任を果たして地域の信頼に十分こたえながら、地域の声を学校づくりに十分生かしていくことができる。⁽¹⁾

さらに同書では、(オ) 日常的な学校の運営がそれぞれの校長に委ねられているので、学校評議員は校長の求めに応じて意見を述べたり助言を行うことができるようにし、(カ) 校長は評議員の意見をよく聞いて参考としながら、自らの判断で決定を下し、「それらを学校づくりに生かしていくようにしなければ」ならないこと、(キ) 「学校評議員に意見を聞く前に、(校長が) 学校の活動状況などについて十分説明することも大切」であること、(ク) 「学校評議員は一人一人が意見を述べたり助言を行ったりするもので、合議によって何かを決めたり、意見を調整するものではないが、「必要に応じて学校評議委員が集まって意見を交換し、意見を述べるような機会を設けることも大切で」あること)、(ケ) 学校評議員は校長の推薦によって学校の設置者が委嘱するが(前掲、学校教育法施行規則の規定を参照)、「人選に当たっては、地域の幅広い意見を的確に反映することができるよう、できる限り幅広い分野から選ぶようにすることが大切で」あることなどが掲げられている。⁽²⁾

また学校評議員の効果として、(コ) 「教育目標や教育計画、あるいは学校と地域との連携の進め方など、学校の基本的な方針や活動について、保護者や地域の方々に説明する機会が増えるとともに、その意見や助言を聞くことができるように」なること、(サ) 総合的な学習の時間や体験学習、学校行事、部活動といった様々な学校の活動について、保護者や地域の方々の理解と協力を得ていくことができるようになり、学校が活性化される」ことなどが挙げられている。⁽³⁾

ところで、同書ではさらにこうした学校評議員制度のような学校外の者が学校へ直接意見をいうことのできるような制度が、これまでなかったことを改めて確認している。すなわち「これまでにも、学校と警察など特定の機関との連絡会や、学校をはじめ地域の様々な団体や企業などが集まって地域ぐるみで地域環境づくりを行うための協議会が設けられることもありましたが、PTAのように保護者と学校とを結ぶ組織もありました。しかしながら、保護者や地域の方々が、直接学校の活動などについて意見を言ったり助言を行ったりするような仕組みはありませんでした」⁽⁴⁾と述べている。

これはきわめて重要なポイントである。つまりそれは、学校と学校外、特に学校を実際に運営していくにあたっての基本的な当事者となる保護者や地域の人たちとの間の関係について、これまでの制度や慣行の枠組みの中では、既存のさまざまな組織があったにも拘わらず、それらの関係は相互に意見を述べ合い、それが組織としての学校の運営についてなんらかの形で反映できるフォーマルな制度ではなかったことを、改めて文科省が認めているからである。

むろん、現在日本で立ち上がったばかりの学校評議員制度を、諸外国たとえばフランスなどの学校理事会制度(地域住民が直接学校の予算決定などに参画することができる)などと単純に比較することはできないだろう。⁽⁵⁾ また後に述べるように、これまでの日本での学校と地域社会などの学校外との関係のあり方やその経緯、さらに政府・文部省のこれまでのこの点についての政策のあり方などを考えると、同制度に対して安易に一定の評価を下すことも慎重にしなければならない。しかし、そのような諸点を割り引いたとしても、学校評議員制度が設立されたことの意味の重大性については十分に認識しておく必要があるだろう。

2 学校評議員制度の歴史的背景

それでは、この学校評議員制度がどのような背景の中で生まれてきたのか、ここで簡単なラフスケッチを試みたい。

近代の公教育制度とりわけ学校制度が整備されていく中で、そこで確立されていく教育活動に対して、その活動の結果に直接的な利害を持つ当事者（つまり、保護者や子どもたち）が、学校で行われていることにどのような関係の取り方ができるのかは、本来はその制度のあり方の根幹に関わる問題であったはずである。しかし、近代の学校制度は基本的には国家主導の形で展開され、特に日本では、学校そのものが国家のさまざまな政策やイデオロギーを地域に根付かされるための媒介装置となったのである。その中で、学校と家庭を含めた地域社会との関係は、上下の序列関係の中に組み込まれ、対等な交流が可能となる文化を生み出すことが困難な状況の中に追い込まれてきたといえる。

戦後になって、教育行政のレベルでは、戦後教育改革の中で、新しく教育委員会制度と教育委員の公選制が創設されたが、これも冷戦構造の激化の中で、短命に終わってしまった。また戦後の教員組合の運動やいわゆる「国民教育論」に関わる議論の中で、国家権力や公権力からの教育に対するさまざまな支配を排除し、それに対峙する「国民」の側の教育の構築が目指されることになった。

さらに70年代になると、イバン・イリイチなどに代表される学校批判が生まれ、近代の学校や学校制度、あるいは学校文化が産業社会の展開の中で果たした否定的な役割が指摘されるようになった。近代の学校やそこで行われている教育活動は、それまで自明の前提とされていた「善きもの」ではなく、むしろ個々の人間を抑圧し、現実の支配構造を再生産し、それを積極的に補強したり、生み出したりしているという、

学校批判が起こってきた。このような議論は、その後80年代から90年代に「先進資本主義国」の中で生じてくる子どもの育ちや学校教育などをめぐる新たな事態を先取りしていたともいえる。

日本でも80年代から90年代にかけて、学校教育への「不信」や「ゆらぎ」が現実のものになってきた。そこでは、近代産業社会の展開の結果生じた、さまざまな経済構造や生活様式の変化の結果、それまでの学校教育という制度を支えてきた土台が変化し、新しい社会構造や社会状況に学校制度が十分に対応できなくなっているのではないかという議論も生まれてきた。また日本では「不登校」や「いじめ」「学級崩壊」が教育危機のキーワードとして語られ、学校がこれまでその枠内で遂行し解決してきた諸課題を、学校だけで自立的に担いきれなくなっていることが指摘され始めた。

1980年代中期の臨教審答申路線を引き継ぐ形で出された90年代の中教審の各答申は、学校教育をめぐるさまざまな状況の変化に対応し、これまでの学校制度を一方で維持しながら、他方でいわゆる「民間活力導入型」の改革を提言してきた。これらの答申は90年代から現在に至る「上からの教育改革」をオーサライズし、大きく推進させることになった。この改革を推進させるための一方の原理は、「自由化」であり、その背後にはいわゆる「グローバル化」を念頭に置いた「市場原理」や「競争原理」が見え隠れしている。しかしこうした原理だけで教育の再編が十分に行われるわけではなく、それをある一定程度補完するために、「開かれた学校」や「学校と学校外の連携」という、これまではなかった新たな基軸が提唱されることになったと考えられる。その理由は、競争には画一的な基準での評価が必要で、そのためには学校で行われているさまざまな事柄が公開されていなくてはならず、さらにその際に「特色ある教育

づくり」というスローガンのもとでの活動内容の「多様化」が要求され、それらを担保するためには、学校外の人たちが学校での教育活動への「関わり」が必要となるからである。

しかし他方で、こうした政策的な意図とは別に、現実の学校は、さまざまな学校外のサポートを必要としているのも事実であり、保護者や地域住民などとりわけ学校に直接的な利害を持つ人たちが、学校の教育活動に積極的な関心を持ち、さまざまな形で学校に関わっていくことが求められていることはいうまでもないことである。

すでに述べたように、この数十年間に学校教育や子どもの育ちをめぐる環境は大きく変化してきた。この変化とは、これまで学校と学校外とがある意味で分担して担ってきた子どもの教育のための営みが、特に学校外の社会のさまざまな要因の変化により変質し、かつての機能を十分に果たしきれなくなったということ、そして、その機能の代替を学校に求めざるを得なくなっていったということとして理解されるだろう。さらに社会の変化の中で子どもの育ちの変容を従来のスタイルのままの学校が受け止めるを得ないと状況に立ち至ったということなどから、学校を取り巻く環境が大変厳しいものとなり、いわば、従来、学校を支え、学校を学校として機能させてきた土台となる条件が変容し始め、それへの対応が学校を含めて、社会のさまざまな部分で必要になってきているといえるだろう。

加えて、これまでの学校批判をめぐる議論が明らかにしているように⁹近代の学校制度という形での教育の社会的分業のシステムが構造的な矛盾を抱え込んでいるとするならば、社会にとっての新しい教育のシステム、とりわけ次世代を育成するという社会にとって必要不可欠な営みをどのように再構成・再構築し、それを社会全体の中にどう位置づけていくのか、つまり

教育のための新しい社会的なインフラ・ストラクチャーをどのように生み出していくのが、焦眉の課題といえる。

このような文脈から、学校と学校外の連携や開かれた学校という問題が位置づけられなければならないが、しかしそれにしても、それにはいくつかの方向が考えられるし、一方で形骸化しているともいえる既存のさまざまな学校と学校外とをつないでいる組織や人間関係などをそのままにして、この課題が十分に遂行できるものでもないであろう。さらに既存の学校のシステムをどのように改編していくのか、あるいはそれとは全く違ったものを打ち立てていこうとするのか、そこにはさまざまな方略が考えられる。

今その問題を十分議論する余裕はないが、次にこれまでの学校と学校外のあり方をどのように踏まえるのかという点に即しながら、学校評議員制度の抱える課題について試論的に論じてみたい。

3 学校評議員制度の社会的背景

表題の問題について考えていく場合、まず整理しておかなければならないことは、学校と学校外とりわけその学校に直接利害を持つ人たちの関係のあり方が、これまでどのように推移してきたのかという点である。これについても従来の一世紀以上にもわたる学校と地域社会との関係を、この場で論じ尽くすことはむろんできないので、ポイントだけを指摘してみたい。

前述の文科省の文書にもあったように、これまで学校に対して外部の者がその教育活動や運営の方針などに対して直接意見を表明することができなかったという点が、学校評議員制度設立の大きな意義だといえるが、これについては、PTAなどの既存の学校に直接利害を持つ人たちが関わることのできる組織のあり方などから

考えて、三つの問題点を指摘することができる。一つは、PTAのような組織はあくまで後援会であり、学校に対する一定の発言権を担保するような法的・制度的な基盤をもっていなかったということであり、二つ目は、たとえ、現実には、PTAの意向が学校に受け入れられても、それは主に、教育の条件整備に関わる側面であったということ、三点目は、これまでのPTAもこの度の学校評議員制度でも、学校の利害と保護者や学校外の利害が基本的には一致しているという前提で考えられているということである。

そこでこの三点についてもう少し詳しく述べていきたい。

まず一点目について。この点についてはこれまで何度も論じられてきたところで、ここで特に付け加えることもないと思われるが、端的に言えば、これまでのPTAなどの学校に関連する組織は、あくまで学校の教育についていわばそれを無条件に受け入れ、それを理解し、後援し、協力し、援助するという性格のものであった。例えばPTAが学校の教育方針や活動方針に対して発言権がないということは、学校とPTAとが別組織であるという点から考えればある意味では当然のことであった。ただ問題なのは、にもかかわらず学校はPTAなどを自分とは独立した対等な組織であると必ずしも認めはこなかったのではないかという点である。例えば、学校行事へのさまざまな形での協力はどのPTAでも当然のこととして行ってきたところであるが、両者が別組織であるならば、本来は、明確な協力関係についての合意契約が取り交わされてもおかしくはないはずである。さらに細かい点でいえば、これもたいていのPTAが設けている会員についての慶弔規定の内容が（最近は徐々に変化しているかもしれないが）、教員の側に厚く、保護者の側に薄いというという傾斜のかかったものとなってきたこ

とが挙げられるだろう。

むろんこの点に関しては、PTAなどの組織の力量の問題が大きく関わっている。学校にお任せ型のPTAが多いということもあるが、問題はそのような「学校文化」がなぜ形成されてきたのか、その内実をどのように問い直したらいいのかという点である。これについては後に少しふれたい。

なお学校とPTAの現状のあり方を考えるに当たっては、保育園や学童保育での園や保育士・指導員などと保護者会や父母会との関係と比較してみると問題点がよくわかるだろう。保育園の父母会などは私の経験からいっても、PTAとは全く違う組織の性格をもっている。これはいうまでもなく、父母会などが行政に保育を要求する運動の中で作られてきたという経緯を持つからである。その限りで、園との関係は比較的対等であり、法的・制度的な担保はないが、父母会が園や保育行政に対して一定の要求を持って交渉したり、要望を行ったりする機会をもつことができるのである。むろんPTAでも、私が現在（2003年1月の時点）役員を勤めている吹田市PTA協議会といった市レベルになれば、市の教育委員会との懇談会などを行い、一定の質問や要望を出すという動きもある。しかしそれは制度的にも、慣行としても強く位置づけられたものではないし、各単位PTAでそれが恒常化しているわけでもない。

二点目について。とはいっても、その学校に非常に大きな出来事や課題が生じたとき、PTAから学校への要望が受け入れられたり、一定の意見交換が行われたりすることが、実際にはこれまでさまざまな形で行われてきただろう。しかしその場合でも、突発的な事態に対する緊急の事案の解決のための取り決めであったり、あるいは校舎や施設の整備、校区の変更などの教育条件整備の側面がほとんどで、教育の方針や学校経営のあり方などについてのテーマ

が問題にされることは通常は少なかったと考えられる。

但し、60年代以降の同和教育や部落解放教育の運動の中での学校教育への改善要求、さらに障害児の原学級保障などのような個々の子どもの権利保障に直接関わる問題については、学校と地域や保護者などの組織や団体などとの間で、学校教育の根底について、一定期間、恒常的にさまざまな議論が交わされてきた。いまその経過について詳しくふれる余裕はないが、こうした経緯は、今後の学校と学校外との連携のあり方を考えるためにも、検討すべき事柄の一つであることはまちがいないだろう。

三点目について。これまでの学校と学校外のさまざまな組織や人々との間の関係のあり方が問われる中で、基本的な前提として、学校あるいは教員の目指す方向性や利害が、基本的には学校外のたとえば保護者や地域の人たちとの利害との間には、よほどのことがない限り、極端な対立や齟齬は生じていないという暗黙の前提が存在していたのではないか。むろん学校の管理職と教員の間や保護者や地域の人たちとの間で、政治的な見解の対立や緊張はあっても、その対立は学校が本来の機能を取り戻せば、自然に解消されるものと考えられていたのではなかったのではないか。しかし、最近の学校教育をめぐる状況の中では、この前提が問い直されざるを得ない事態が生まれているのではないだろうか。つまり、それは、学校という制度や組織のあり方から考えて、学校という枠組みの内部で教育活動を行う人たちと、学校外の人たちとりわけ保護者との間には、従来から、その立場の違いから来る教育活動に対する見方やスタンスの違いがあって、それらはこれまで余り目立たなかったのだが、最近になって、それが顕在化してこざるを得ない状況になっているのではないだろうか。前掲の文書の中で文科省は「学校評議員は学校応援団となることが期待されま

す。」と述べているが、実はこの前提が問われているのである。

4 学校評議員制度の可能性と限界

学校評議員制度や学校と学校外との連携というテーマは以上のようなさまざまな背景や要因の中で生み出されてきたといえる。つまりそれは、学校を取り巻く政治的経済的要因や、それに関連した、学校と学校外との関係性の変容を背景に提起されているといえる。従ってそれは、戦後の教育改革の流れの中で追究されてきた教育の公権力の支配からの自由を求める運動が目指したものの実現という要素が含まれながらも、それが暗黙の前提にしてきた、学校と学校外との関係のあり方そのものの変化と、上からの教育改革の中での再編という事態の中で把握されなければならないものである。

冒頭ですでに少し述べたように、学校評議員制度にはさまざまな可能性と同時にいろいろな問題や課題が存在する。それは実際の制度の運用に際しても、次のような点が指摘できる。(ア) 個々の評議員が必ずしも当該の学校の状況を的確に把握しているとは限らないし、むしろたいいていの場合、それについて不十分なケースが多いと考えられ、効果が期待できない、(イ) 校長から評議員が委嘱される場合、地元の自治会の代表者などいわゆる「充て職」で選ばれる場合が考えられ、積極的な関わりが期待できないことも起こりうる、(ウ) 評議員の意見はあくまで校長に対して出されるものであり、校長の運用如何によっては校長の一方的な学校運営につながる恐れがあり、教員の自主的な教育活動に対する介入や妨げとなる、(エ) 学校評議員の提言の内容如何では、教員の加重負担につながる恐れがある、などの点である。

他方で積極的な可能性としては次の諸点を指摘することができる。(オ) 保護者や地域住民

が学校の教育目標や運営について意見を述べる
ことのできる可能性が制度的に開かれたという
こと、〔カ〕これまで自明のものとされていた
教員や学校の管理職と保護者や地域住民との関
係のあり方が検討され、その課題が議論され、
創造的な関係を取り結んでいく可能性が開かれ
たこと、(キ) 個々の学校が学校外からのさま
ざまな協力が必要となっている状況の中でそれ
を円滑に進めていくための一つの端緒となりう
ることなどである。

しかし、すでに述べたように、現在の学校の
運営システムは、基本的には学校外との交流や
連携を前提にしたものとはなっておらず、また
保護者や地域住民など、学校外の人々や組織、
機関などでも学校教育の課題についての的確な理
解がなされているわけではなく、このようなさ
まざまな交流や参加、関わりを進めていくため
には、これまで以上に学校がその教育活動につ
いての理解を外部に求めていく必要性が求めら
れることになる。そして学校外のそれぞれの個
人やセクションがそれを十分に受け止め、学校
に積極的に関わっている条件が整っているわけ
でもない。

すなわち基本的には学校評議員制度をはじめ
さまざまな形で学校と学校外との交流や連携
が必要となっている状況ではあるが、それをど
のようなスタンスや考え方でを行い、その原則や
課題を各々がどのように共有できるのかという
ことこそ、基本的な問題となるのである。しか
し、そのような課題の共有については、筆者が
本誌前号掲載の拙稿など別のところで述べたよ
うに、さまざまな問題点が山積しているのだらう。

ところが、現在の趨勢では、本稿の冒頭で指
摘したように、学校と学校外の連携の必要性と
いう事態を、公教育や学校教育のなかへの競争
原理や市場原理を導入していくという方向で進
められているという側面をもち、学校の活性化

という掛け声とは裏腹に、教育の中に新たな格
差と差別を持ち込むという問題をやらせてい
る。そしてそれと同時に、学校および学校で行
われる教育活動をこれまで支えてきた社会的な
基盤が変化するなかで、新たな形での学校と社
会とのつながりや回路をどのように作っていく
のかという積極面を持つことも事実である。そ
して、現在のさまざまな教育改革はこのような
緊張関係の中で行われているといえ、われわれ
はその関係をどのように捉え、教育活動に支え
る社会的な新しいインフラをどのように構築し
ていくのかという課題の前に立たされているの
である。

5 地域住民の学校への関わり方の変革 を

こうした認識に立つとき、さまざまなポイント
が見えてくることになるが、本稿では最後に、
学校外の人たちが学校と連携するに当たっての
当面の諸課題について簡単にふれておきたい。
その一つは、保護者や地域住民と学校との関係
のあり方の問題である。すでに触れたように、
またさまざまところでこれまで論じられてきた
ように、PTA や地域の子ども育成組織など、
学校教育に関わる学校外の諸団体は学校後援会
的なものとして推移してきたところに問題があ
ると終始いわれてきた。むろん学校に後援会が
必要でないという議論ではなくて、問題は学校
という近代の日本の国家がつくってきた、そし
てその政策を人々に浸透させ、国家への帰属を
追ってきた枠組みの中で、さまざまな活動が位
置づけられ、秩序づけられてきたという点であ
り、その活動のなかで生み出されてきた集団の
暗黙のいわば翼賛的な秩序が、学校と保護者・
地域などとの対等な関係の構築や、そこに関
わる個人個人の創造的な可能性を奪ってきたとい
う問題である。そして保護者や地域住民がこのよ

うな秩序に依拠する限り、今日の学校と学校外の連携も十分に達成されないのではないかというのが、筆者のかねてからの疑問であった。

他方で、最近の保護者の考え方の中には、学校教育を単なる行政からのサービスの提供と言う側面でのみとらえ、学校や教職員に対する種々の要求は持つが、自分たちが学校教育やその中で行われている教育活動に対してどのように関わっていったらいいのかという視点を欠落させているような場合もみられるようになってきた。

こうした中で、新しい保護者同士の関係のあり方、大人と子どもの関係のあり方、保護者や地域の人たちと教職員との関係のあり方などの創造が求められているといえる。それは旧来の「お上」としての学校の教員と保護者という権力を媒介にしたものではなく、また保護者の方が一方的、「あるべき教員」のイメージを押しつけるものでもない。それはそれぞれのお互いが立場や役割の違いを自覚して上で、どのように子どもたちの育成や自分自身の子どもたちへの関わりについての課題について共に学び合い、コラボレーションができるのかという問題である。そのためには、学校とそれに付随した組織という枠組みの中ではあるが、そのような既存の枠組みを見直しながら課題を共有し合う人たちの自由な活動を促進できるような場づくりが必要である。

筆者がPTA活動などに関わってきて、いつも痛感することは、会員の人たちが必ずしもPTAを自分たちで作っていく組織だとは思っていないことである。そして今までにない創造的な新しい自由な活動をつくっていきける場だとも感じていないことである。こうした状況の中で、これまでからPTAの活動に積極的に関わってきた人たちは、いわば「組織従属型」とでも呼べる人たちであり、学校という既存の秩序の中で割り当てられた仕事をこなし、学校に対

する献身や協力という形で保護者の考え方や活動をまとめ、秩序立てようとするタイプの人たちである。従来のPTA活動のほとんどはこのようなタイプの人たちによって担われてきたといつてよいだろう。この人たちも活動原理は、「子どもが学校にお世話になっているので、PTAの役員を引き受ける」という言葉に示されるもので、学校とPTA活動との関係が「世話をする-される」という関係でとらえられているのである。そしてこれは、これまでのほとんどの保護者のPTA活動に関わるスタンスであったとえる。

これに対して、最近各地でいわば「市民運動型」と呼べるPTA活動を指向する人たちが生まれている。この人たちの基本的な活動原理は、個々人が考えている子育てや教育に関わる課題を持ち寄り、そこで自由にグループやサークルをつくり活動を広げていこうというものである。(筆者が関わった吹田市内のある小学校のPTA改革もこの方向性を一部取り入れ、吹田市内の別のPTAでもこの方向で改革を準備しているところもある。⁹⁾この活動のあり方では任意のNPO的な組織原理を取り入れているため、旧来のPTAや地域の育成団体の組織や活動原理とは基本的に相容れない部分があり、特にいわゆる「地域ぐるみ」「学校ぐるみ」「組織ぐるみ」といったいわば翼賛的なあり方を否定し、参加する個々人の主体性や判断、選択を重視するために、既存のPTAなどの組織や学校に対して波紋を投げかけることになる。

これは、こうした活動のあり方が既存の学校組織の中での教育活動や学びのあり方に対する原理的な批判を含んでいるからである。PTAに参加する多くの保護者や地域で子どもの育成活動を担ってきた人たちにとって、その活動のモデルは、教員や行政などのいわば他者によって与えられた問題に対してどのようにその問題の意図を理解して対応していくかというスタイ

ルのものであり、課題を持った者が集まってその解決のために共同で活動したり、また活動への参加者の相互の交流を通じて、自分の課題を自覚的に明らかにしていくようなあり方が希薄だったといえる。このように他者から与えられた問題の処理に終始していく活動は、その活動の真の意味を参加者がお互いに共有できず、したがって行った活動の検討や評価とそれに基づいた次の活動へのステップが見いだせずに終わってしまうことになる。

実は、学校を取り巻く従来のPTAや地域の諸活動はこのような課題をその根幹に含んでいたともいえ、多くの場合、その活動はそれまでのルーティンの行事を無難にこなすというあり方が追求されてきたといえる。むしろここでは、行事を実施すること自体が無意味なことであるというのではなく、その形骸化しているあり方を見直すための問題の提起なのである。

学校と学校を取り巻くさまざまな既存の連携組織や人たちのあり方がもしこのような問題をはらむとすれば、学校評議員制度を含む学校と学校外との連携の推進という昨今の教育改革もめぐるさまざまな取り組みは、その基本のところで大きな課題を抱えているということになる。それは、単に個々の学校と家庭・地域との関係という枠組みを超えて、社会が担うべき教育というインフラをどのように再構築していくのかという課題の内実とも深く関わるポイントである。本稿の初めにも指摘したように、学校と学校外の連携というスローガンは競争原理や市場原理を公教育に導入しようとする政策的意図を隠し、それを補完しようとする側面がある

とすれば、それに対抗する連携の内実をどのようにつくっていくのかが、焦眉の課題となる。学校と学校外との連携とは、こうした意味で、現在の教育改革の重要な取り組みの一つなのである。

なお本稿では、紙面の都合もあり、学校評議員制度の具体的な内容についてはほとんど論じることができなかった。この点を含めたさらなる論考については他日を期したい。

注

- (1) 文部省編『平成12年度 我が国の文教政策 文化立国に向けて』（大蔵省印刷局、2000年）32頁より一部要約した上で引用
- (2) 同書、32～33頁
- (3) 同書、33頁
- (4) 同書、32頁
- (5) 一見真理子他『親の学校参加に関する国際比較研究 学校と親のパートナーシップ 関係形成を中心として』（国立教育政策研究所国際研究・協力部 総括研究官、2002年）など参照
- (6) 宮沢康人「学校を糾弾するまえに一大人と子どもの関係史の視点から」（佐伯他編『学校を問う1 学校の再生をめざして』（東京大学出版会、1992年）他参照
- (7) 文部省前掲書 33頁
- (8) 拙稿「地域からの教育改革と教育参加」（日教組国民教育文化総合研究所編『季刊・教育と文化』第13号（1998年10月）所収）など参照